

## 質問及び回答

2020年9月30日

「(案件名)全世界 2020 年度案件別外部事後評価:パッケージⅣ-2(QCBS)」

(公示日:2020年9月9日/公示番号:20a00161)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P15, 3. (2) 1)	「現在実施中のフォローアップ協力」の案件名をご教示頂けますでしょうか？	フォローアップ協力案件は採択され実施が決まっておりますが、実施計画の決定についてはまだ準備中となります。具体的な案件名については実施決裁後に決定されますので、現時点では未定です。
2	P.16 3)フィリピン: 包括的 PPP 能力強化プロジェクト	企画競争説明書 p.16 において「プロジェクト期間中に実施された活動実績を確認し、 <u>フィリピン政府の PPP 事業の案件選定能力、実施機関の PPP 事業の案件形成・実行能力、PPP 関連金融支援制度整備に関する政策議論について、事業完了時からの変化を確認すること</u> 」とありますが、同事業の完了報告書によれば、成果 1 の記述に以下の 2 通りの記述があります。すなわち、「 <u>フィリピン政府の PPP 事業の案件選定の能力が強化される</u> 」(同報告書 p.2)及び「 <u>一貫性、戦略的考慮に基づき、PPP を活用する候補プロジェクトの選定が行われている</u> 」(同報告書 p.6 表 2、p.7 図 2、p.8(表現は若干異なるが同趣旨)など)の異なる 2 つの記述があります。確認すべき成果は、「フィリピン政府の PPP 事業の案件選定能力」、「PPP 事業の選定プロセスの整合的かつ戦略的な再構築」のどちらになりますでしょうか？	当初設定された成果1は「フィリピン政府の PPP 事業の案件選定能力の強化」でしたが、実施過程において、「PPP 事業の選定プロセスが整合的かつ戦略的に再構築される。」と整理しております。事後評価時は、その変更プロセスも踏まえた上で、計画値と実績値を比較していただくことを想定していません。

3	22-23 頁 5. 見積書作成に係る留意事項	本件見積書に計上すべき定額項目はなし(全費目について提案者側で積算)、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり定額計上の費用はありません。別見積を指定している経費を除くすべての経費を本見積に含めてください。
4	P.16 3)フィリピン: 包括的 PPP 能力強化プロジェクト	<p>すでにご回答いただいておりますが、追加的に質問させていただきます。</p> <p>9月17日の回答内において「当初設定された成果1は『フィリピン政府の PPP 事業の案件選定能力の強化』でしたが(後略)」とありますが、完了報告書によれば、この成果1はプロジェクト目標(プロジェクトの目的)と同じです。報告書内に記載の PDM(同報告書によれば事業実施中に PDM の変更なし)では、あくまでも「一貫性、戦略的考慮に基づき…(後略)」が成果(アウトプット)1です。同報告書 p.6 の成果1「フィリピン政府の PPP 事業の案件選定能力の強化」は誤記ではなく、あくまでも当初設定された成果1であったという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>ロジックモデルの整理にあたり、必要な情報であるため、再度確認させていただく次第です。</p>	<p>完了報告書 P2 のプロジェクト目的と成果は変わっていないとの認識のもと、本事後評価では、設定された成果(P2)に対し、成果をさらに指標、活動実績に応じた形で整理したものが P6 以降となり、それを満たしているかを確認できれば、P2 になる成果1が達成されると考えます。</p> <p>なお、本プロジェクトの目的については、「フィリピン政府の PPP 事業の<b>案件形成・実施能力</b>が向上する。」(報告書 P2)であり、同ページの成果1「フィリピン政府の PPP 事業の<b>案件選定の能力</b>が強化される。」とは異なるかと思われます。</p>
5	P19 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (2)業務の実施方針等 1)業務実施の基本方針	<p>左記の「業務の実施方針等」では、コロナ禍の影響で現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性が述べられており、その場合に事前に実施できる国内業務について提案があれば制限ページ数外での提案することが書かれています。</p> <p>事後評価業務の場合は、日本人コンサルタントの現地渡航が当初予定から延期になる場合が想定されます。その場合、①日本人コンサルタントの国内作業の追加分、②現地補助員の現地作業と現地業務費の追加分、の両方あるいはどちらかの追加費用の可能性があると考えら</p>	<p>現地渡航時期をなるべく後ろ倒しにした(例えば 4 月以降の渡航)工程をご提案のうえ、現地渡航までの間の国内からの遠隔作業に必要な経費については本見積に計上してください。</p> <p>契約後に現地渡航が延期になるなどのために追加経費が必要になるときは契約変更にて対応します。</p>

		<p>れます。しかし、すでに公示済みの他の事後評価業務においてこの質問をしたところ、これらの追加費用については、プロポーザル作成時には別見積書として提出する必要はないとの回答をいただいています。</p> <p>そうなりますと、制限ページ数外の「事前実施できる国内業務」とは、追加費用が発生しない範囲で記述することでしょうか、もしくは、追加費用が見込まれるものに関してここに記載しておいてよろしいですか。</p>	
6	P17 4. 業務の内容(4)評価に必要な情報の収集・整理(現地調査)	<p>8月25日発出の貴機構メールでは、「実施中の案件につきましては、直営人材について渡航再開が認定された国(8か国(タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、スリランカ、セントルシア))及び第二バッチで検討が進む国(チュニジア、中国、ジャマイカ、トルコ、英国、米国、仏国、ジョージア)以外の国については、「2021年4月の渡航再開を想定時期として業務計画を見直してください」とあります。これによると、フィリピンは2020年4月以降の渡航再開が想定されます。本調査では、この通達を踏まえ、2021年3月まで業務従事者は渡航しない前提で業務スケジュールを提案するという整理になりますか。</p>	上述5の通りです。
7	P16, 脚注6	<p><a href="https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12304820.pdf">https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12304820.pdf</a>のサイトにアクセスできません。URLに間違いはないでしょうか？</p>	<p><a href="https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12304820.pdf">https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12304820.pdf</a>に訂正させていただきます。</p>
8	P19, 1. (2) 1)	<p>通番号5の質問と回答にも関連しますが、「現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し」の「当初予定」とは競争参加者がプロポーザル作成に当たって想定した渡航</p>	<p>「当初予定」とは、プロポーザルで提案いただいた時期となります。その時期からさらに延期となった場合に考える追加の国内作業の提案についてはペ</p>

		時期と理解してよろしいですか？	ージ数制限外で記載ください。ただし、契約後、今後の新型コロナウイルスの蔓延の状況により、業務従事者の渡航が延期となった場合は、その時点で今後の調査方針を検討の上、必要に応じて変更契約を行いますので、プロポーザル提出時の別見積書作成や本見積への計上は不要です。
9	P.22 5.見積書作成にかかる留意事項	2020年7月付「新型コロナ感染拡大に関するコンサルタント等契約に係る JICA の対応方針について(FAQ 追補)」という資料に、「現地再渡航に際して、PCR 検査陰性の証明書が必要となる場合は、現地渡航する業務従事者について1回当たり 70,000 円を上限として、直接経費の計上・精算を認めます。」という文言があります。本業務に関しても業務従事者について1回当たり70,000円を上限として、見積に経費計上しておくことが必要ではとみられます。また、フィリピンの場合、対象地域によってフィリピン国内移動においてもPCR検査が必要な場合もあり、現地調査補助員分もPCR検査費がかかる可能性があります。以上の業務従事者及び現地調査補助員のPCR検査費用の全額は、安全対策経費として別見積書への計上でよろしいでしょうか。	業務従事者及び現地傭人のPCR検査費用については、本見積あるいは別見積への計上は不要です。当初契約に含めず、精算時に実績を確認して1人1回あたり7万円を上限に精算支出とします。
10	同上	現時点では日本へ帰国する際、日本入国時のルールでは、空港到着後、公共交通機関を利用できません。したがって帰国時にはハイヤーを利用する必要があります。現時点での価格見積書では以上の状況を想定してハイヤー利用の費用を計上しておくことになるでしょうか。	帰国時のハイヤー代は契約金額から支出することはできません。

11	P.16 3)フィリピン 包括的 PPP 能力強化プロジェクトの脚注 6	<p>本事業の事前評価表は公表されておらず、業務完了報告書を参照のこと、と書かれていますが、さらに詳細に事業計画時の本事業の位置づけやプロジェクトデザイン策定経緯の情報がわかれば、評価方針にて一層具体的なご提案ができると考えます。本業務の業務完了報告書のp1に言及されている貴機構とPPPセンターとの合意議事録(Memorandum of Agreement)あるいは本業務の実施計画書等、本業務計画時の参考資料を他にもご提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>関連資料については、現在、関係部より資料を収集しているところですので、契約締結時に手交することを想定しております。</p>
----	--------------------------------------	--	--

以上